

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度 第 1 回枚方市環境審議会
開 催 日 時	平成 27 年 8 月 24 日（月） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
開 催 場 所	市役所別館 4 階 特別会議室
出 席 者	会 長：三輪委員 副 会 長：石川委員 委 員：稲森委員、今田委員、岩城委員、上原委員、上山委員、岡崎委員、 落合委員、児島委員、小杉委員、下野委員、田中委員、高瀬委員、 廣寄委員、藤尾委員、丸井委員、溝口委員、
欠 席 者	岡村委員、永井委員、花田委員、三田村委員
案 件 名	【報告案件 1】 第 2 次枚方市環境基本計画の事業計画について 【報告案件 2】 枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）について 【報告案件 3】 平成 26 年度の環境の状況について 【報告案件 4】 空家等対策について
提出された資料等の 名 称	・ 次第 ・ 資料 1 第 2 次枚方市環境基本計画平成 27 年度事業計画 ・ 資料 2 第 2 次枚方市環境基本計画事業計画の平成 26 年度の主な取 り組み実績と今後の方向性について ・ 資料 3 枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）の取り組みにつ いて ・ 資料 4 平成 27 年版環境データ集 ・ 資料 5 空家等対策について ・ 参考資料 1 枚方市環境審議会委員名簿
決 定 事 項	・ 第 2 次枚方市環境基本計画及び枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS） の平成26年度の実績と平成27年度の目標について報告した。 ・ 平成26年度の枚方市内の環境調査結果について報告した。 ・ 空家等対策について、今後、（仮称）枚方市空家等対策協議会を設置し、 審議を行うことを報告した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署（事務局）	環境保全部 環境総務課

審 議 内 容

総括

【報告案件 1】第 2 次枚方市環境基本計画の事業計画について

- 第 2 次枚方市環境基本計画の事業計画の平成26年度の実績と平成27年度の目標について、資料 1、2 を使って報告した。

【報告案件 2】枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）について

- 枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）の平成 26 年度の実績と平成 27 年度の目標について、資料 3 を使って報告した。

【報告案件 3】平成 27 年度の環境の状況について

- 平成26年度の枚方市内の各環境調査結果について、資料 4 を使って報告した。

【報告案件 4】空家等対策について

- 枚方市の空き家の状況とその対策について、資料 5 を使って報告した。

質疑応答

【案件 1】第 2 次枚方市環境基本計画の事業計画について

委 員：資料 2 に環境指標の推移が示されているが、平成26年度の実績がすでに平成27年度の目標数値を達成しているものがある。目標の再設定は行わないのか。

事務局：目標数値が累計値で、既に目標が達成されているものについては、これまでも目標の再設定を行ってきた。一方、各年度で実績値が変動する指標については、目標値の変更は行っていない。なお、環境指標に関しては、市の総合計画の施策指標をベースに設定しており、平成27年度までの目標となっている。現在、市では、新たな総合計画の策定作業を進めており、新たに設定される指標をベースに平成27年度以降の環境指標の目標設定等を行う予定である。

委 員：資料を見ると、新たにどの事業が追加され、何がこれまでから変わったのか、さらに、どの項目で重要度が増したのかといった点がわかりにくい。

事務局：資料 1、2 に分けて、実績とそれを踏まえた次年度の計画を示している。また、資料 2 では、新たに追加した事業に【新規事業】と記載している。

なお、環境基本計画では、平成21年度の実績をベースに平成27年度の目標（環境指標）を設定し、その達成に向けた取り組みを計画的に実施しており、継続して行っている事業を大きく変えるということはありません。

委 員：資料 2 の 9 ページでは、平成27年度の事業計画として、地区計画の策定を掲げているが、環境指標が設定されていない。これまでの実績などについて教えてほしい。

事務局：具体的な実績等については、後日、改めて報告する。

地区計画の策定 【平成26年度は0件 これまでに12件策定】

委 員：資料 2 の 11 ページのごみの資源化率については、ごみに出す前に分別し、リサイクルされていることでごみの総量が減り、率が下がったとも考えられるが、目標値は、さらに資源化率を増加させることにしている。どのような考え方で指標を設定しているのか教えていただきたい。

事務局：ごみの資源化率については、現状では、まだ多くのリサイクル可能なものがごみの中に含まれていると考え、目標を設定している。

会 長：現在、市で総合計画の見直しを行われているが、目標数値だけでなく、指標そのものが、変更される可能性があるということによろしいか。

事務局：そのとおりである。

【案件 2】枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）について

委 員：再生可能エネルギーの導入促進として、市内の公共施設に太陽光発電を導入するとともに、住宅太陽光発電システムの導入支援を行っているが、その実績を教えてほしい。

事務局：公共施設への導入としては、サプリ村野と6つの小学校に太陽光と蓄電池を設置した。また、住宅太陽光発電への設置補助については579件の補助を行い、設置された設備の最大出力の合計は2,527キロワットとなった。

委 員：住宅用太陽光発電の補助は、引き続き行うのか。

事務局：本補助事業は、平成23年度から4年間の事業として行っており、平成26年度末で終了した。しかしながら、再生可能エネルギーの普及促進については、計画の中でも重要な位置づけとしており、現在、新たな導入促進策を検討している。

委 員：資料2を見ると、どのようにPDCAサイクルを活用し、マネジメントされているのか、わかりにくい。資料3の5ページの4の記載事項を資料2にも記載すれば、わかりやすい資料になるのではないか。

事務局：いただいた意見を参考とし、今後、わかりやすい資料となるよう改良していく。

委 員：資料3の6ページの内部環境監査結果について、監査結果で指摘事項なしとなっているが、観察事項や軽微な指摘等もなかったのか。

事務局：観察事項は数件あった。

【案件 3】平成 26 年度の環境の状況について

委 員：資料4の39ページに地下水の採取状況が示されているが、条例改正後、状況にどのような変化があったのか教えてほしい。

事務局：条例改正後、新たに届出があったのは15件、廃止の届出が11件あり、実際には4件増加している。件数は大幅に増加していないが、許可制から届出制に変更したことによって、今後、井戸水の利用が増加するのではないかと見込んでいる。

委 員：資料4の4ページの大気の状態に関して、微小粒子状物質の環境基準はクリアしているものの、基準ぎりぎりとなっている。詳細を聞きたい。

事務局：基準をクリアした理由は、大阪府によると、東アジア規模の広域移流の影響がより小さかったことが考えられるとのことである。大阪府内の測定局を見ると、一般大気測定局は32局あるが、そのうち15局で環境基準を達成しており、達成率は46.9%、自排局については、15局のうち2局で環境基準を達成しており、達成率は13.3%となっている。環境基準を達成している自排局2局のうち、1局は中振局になる。

委 員：資料4の4ページの光化学オキシダントについてだが、環境基準は達成されているものの、その原因物質である窒素酸化物や有機化合物の量は特に増加していない。また、注意報についても、特に発令回数が増加している訳ではない。これをどのように分析しているか教えてほしい。

事務局：光化学スモッグの注意報の発令回数については、その年度の気象状況によって変わってくるもので、トータル量だけでは判断できない。また、光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出対策については、これまで対策が進められている。環境省の調査では、関東地域などでは高濃度域の光化学オキシダントは低下傾向が

見られるといった調査結果も出てきている。対策としては、PM2.5と光化学オキシダントは非常に関連しているので、国でも排出抑制対策を検討しており、今後、規制を厳しくしていく方向で検討しているようである。本市としては、国の施策の状況を見極めながら、監視等も含め、対応していきたいと考えている。

会 長：光化学オキシダントも東アジアの大陸の影響があると考えてよいのか。

事務局：PM2.5の発生源は国内にも当然ある。また、大陸からの影響で高濃度になるというのがこれまでの調査結果で明らかになっているので、大陸からの影響については、その発生源のある国で対策をいただくことになる。国内の対策についても、環境省において検討が進められている。同じく光化学オキシダントについても、大陸からの影響を受けており、日本海の島では、大陸からの影響により、光化学オキシダントの濃度が高くなるといった状況も見られる。

【案件4】空家等対策について

委 員：空家となる原因の一つに相続人が相続を受けたくないということで、放置しているケースがある。行政代執行により撤去する場合にたくさんの税金が使われると思うが、どのように考えているか教えていただきたい。

事務局：相続放棄や身寄りのない方で相続される方がおられないなどといったことが原因で空家となったケースは多数存在している。行政代執行は、税金の投入が必要となるため、危険性や周辺環境への影響を慎重に勘案したうえで実施の判断を行うこととなる。また、こうしたケースは増加してきており、国でも実情について調査されている。

委 員：苦情の中でどのようなことが多いのか。

事務局：環境衛生課で受ける苦情については、雑草の繁茂などに関するものが大多数を占めている。

以上